

# 新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等について

(問合先) 東串良町役場企画課 企画広報係  
TEL 0994-63-3122

助成金・給付金等の詳細については各相談窓口または制度内容ホームページでご確認ください。

※全ての助成金・給付金等を網羅するものではありません

対象・内容		利用可能メニュー及び概要		相談窓口	制度内容 HP
個人向け	休業等により収入が減少し家計が維持できない	貸付 緊急小口資金(主に休業された方向け)	貸付上限 10万円(特別な場合は20万円) 据置期間:1年以内、償還期限:2年以内	東串良町社会福祉協議会 TEL0994-63-4760	鹿児島県社会福祉協議会 HP <a href="https://bit.ly/3aT8r8H">https://bit.ly/3aT8r8H</a>
	収入の減少や失業等で家計が維持できない	貸付 総合支援資金(主に失業された方等向け)	貸付上限 単身15万円/月、複数20万円/月 据置期間:1年以内、償還期限:10年以内	鹿児島県社会福祉協議会 TEL099-257-3855	
	離職等で住居を失った・失うかもしれない	給付 住宅確保給付金	家賃実費支給 支給期間:原則3カ月	大隅くらし・しごとサポートセンター TEL0994-52-2072	鹿児島県 HP <a href="https://bit.ly/2zHKFQ8">https://bit.ly/2zHKFQ8</a>
	住民基本台帳に登録されている住民に一律給付	給付 特別定額給付金	住民一人あたり一律10万円を給付	東串良町役場企画課 TEL0994-63-3122	東串良町 HP <a href="https://bit.ly/2YkTWrA">https://bit.ly/2YkTWrA</a>
		給付 東串良町えがお支援給付金	住民一人あたり一律1万円を給付		
児童手当対象者に一律給付	給付 子育て臨時特別給付金	児童手当対象児童一人につき1万円を給付	東串良町役場福祉課 TEL0994-63-3103		
事業主向け	事業活動を縮小した事業所が従業員に休業してもらうなら	助成 雇用調整助成金(コロナ特例)	休業等助成1人8,330円/日まで 助成率は、企業規模・雇用状況で変動	鹿児島労働局職業対策課 TEL099-219-8713	厚生労働省 HP <a href="https://bit.ly/3cjzWnr">https://bit.ly/3cjzWnr</a>
	小学校の休業に伴い従業員に有給休暇を取得させた	助成 小学校休業等対応助成金(労働雇用者向け)	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合、8,330円/日を上限に賃金相当額を助成	学校等休業助成金・支援金相談コールセンター 9:00~21:00 TEL0120-60-3999	厚生労働省 HP <a href="https://bit.ly/3bKnbaK">https://bit.ly/3bKnbaK</a> <a href="https://bit.ly/3aQjBuV">https://bit.ly/3aQjBuV</a>
	小学校の休業に伴い契約履行が出来なくなったフリーランス(個人事業主)	助成 小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	小学校等休校休業したフリーランス(個人事業主) 4,100円(定額)/日を助成		
	令和2年4月25日(土)から5月6日(水)まで休業又は営業時間短縮をした	給付 新型コロナウイルス感染症休業等協力金	中小企業20万円 個人事業主10万円	鹿児島県休業要請・協力金に係る専用ダイヤル TEL099-286-2580	鹿児島県 HP <a href="https://bit.ly/35m3yno">https://bit.ly/35m3yno</a>
	資金繰り	売上げが前年同月比で減少し、資金繰りのため融資を受けたい	融資 セーフティーネット貸付4号(突発災害)・5号(業況悪化)	4号:100%保証、前年比20%~売上減 5号:80%保証、前年比5%~売上減 (国指定業種738業種対象)	お近くの民間金融機関・ 鹿児島県信用保証協会 TEL099-223-0273
融資 無利子・無担保融資(新型コロナウイルス感染症特別貸付・特別利子補給制度)			コロナの影響で前年比5%以上の売上減少 融資限度額 国民事業6,000万円(別枠)	東串良町商工会 TEL0994-63-6554	
融資 新型コロナウイルスマル経融資の金利引き下げ		前年比5%以上の売上減少の小規模事業者 融資限度額:別枠1,000万円 当初3年間、金利を0.9%引き下げ	日本公庫事業資金相談ダイヤル TEL0120-154-505		
売上げが前年同月比で50%以上減少した	給付 持続化給付金	2020年1~12月期の売上が50%以上減で給付(上限:法人200万円、個人事業100万円)	中小企業金融・給付金相談窓口 8:30~19:00 TEL0570-783-183	経済産業省 HP <a href="https://bit.ly/3f4P8Nf">https://bit.ly/3f4P8Nf</a>	

その他の助成金・給付金については経済産業省 HP でご確認ください <https://bit.ly/2uJ1XKC>